雇児発 0615 第５号
平成２９年6月１５日

各　都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（　公　印　省　略　）

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成２０年６月１２日雇児発第 0612005 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成２９年４月１日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

別　紙

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて	次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて
1　一部改築　（略）	1　一部改築　（略）
2　拡張 （1）～（3）　（略）	2　拡張 （1）～（3）　（略）
（4）上記（1）から（3）の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。 ①　小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積119㎡、交付基礎点数6,149点を限度とする。 ②　既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積31.8㎡、交付基礎点数1,641点を限度とする。 ③　既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に1,844点を加算する。	（4）上記（1）から（3）の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。 ①　小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積119㎡、交付基礎点数5,970点を限度とする。 ②　既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積31.8㎡、交付基礎点数1,594点を限度とする。 ③　既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に1,791点を加算する。

〔改正後全文〕

雇児発第0612005号
平成２０年６月１２日
第一次改正雇児発0405第33号
平成２４年４月５日
第二次改正雇児発0401第21号
平成２６年４月１日
第三次改正雇児発0409第７号
平成２７年４月９日
第四次改正雇児発0824第６号
平成２８年８月２４日
第五次改正雇児発0615第５号
平成２９年６月１５日

各　都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて

標記については、平成２０年６月１２日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成２０年４月１日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。

なお、平成１９年７月２６日雇児発第0726008号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成１９年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1　一部改築

（1）交付金算定の基本的な考え方

定員１人当たりの交付基礎点数に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

（2）交付基礎点数の算定方法

$$\text{交付基礎点数} = \text{定員１人当たり交付基礎点数} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

（3）交付金の算定方法

交付要綱の８に定めるところによるものとする。

（4）その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2　拡張

（1）交付金算定の基本的な考え方

定員１人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得た額に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \text{現在の交付金算定面積} - \text{当時の国庫負担（補助）基準面積}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

（2）交付基礎点数の算定方法

$$\text{交付基礎点数} = \text{定員１人当たり交付基礎点数} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \text{定員}$$

（3）交付金の算定方法

交付要綱の８に定めるところによるものとする。

（４）上記（１）から（３）の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。

①　小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積119㎡、交付基礎点数6,149点を限度とする。

②　既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積31.8㎡、交付基礎点数1,641点を限度とする。

③　既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に1,844点を加算する。